

第 17 回全員協議会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 7 年 2 月 13 日 (木曜) 午後 1 時 30 分 開会		
	休 憩 13:41-13:45 13:45-13:55		
	午前 1 時 57 分 閉会		
会 議 場 所	3 階委員会室		
出 席 議 員 氏 名	議 長 梶澤 幸治	議 員 早苗 豊	議 員 小笠原 等
	副議長 鈴木 健充	議 員 立川 美穂	議 員 木村 淳彦
	議 員 西尾 一則	議 員 渡辺洋一郎	議 員 伊藤 稔
	議 員 常通 直人	議 員 堀切 忠	議 員 菊池 秀明
	議 員 正村紀美子	議 員 橋本 和仁	
	議 員 中村 和宏	議 員 中田智恵子	
欠 席 議 員 氏 名			
説 明 等 に 出 席 し た 者 の 氏 名			
事 務 局 職 員	総務係長 竹川 恭史	総務係主査 上田瑞紀	

『会議に付した事件と会議結果など』

1 開 会

議長が開会を告げ、事務局が日程を説明し協議する。

2 議 件

(1) 協議事項

ア 例規の改正について 資料1-1～1-4

3 その他

2 議 件

(1) 協議事項

ア 例規の改正について 資料1-1～1-4

- ・総務係長：資料説明（「資料1-1、1-2 通年議会における会期の空白期間の解消及び会期の明確化」「資料1-3、1-4 個人情報の保護に関する条例関連。本人確認書類から健康保険被保険者証の文言を削除」）
- ・議長：意見・質疑はないか？
- ・常通議員：改正後の通年議会について、具体的に日にちを示してほしい。
- ・総務係長：令和 6 年度で例えると、5 月 8 日の招集日から翌年の招集日前日である 5 月 7 日までの 365 日が会期となる。招集日によっては毎年会期が変わる。
- ・渡辺議員：5 月の本会議で来年の招集日を決定することから、その年により 365 日を超えることもあるが、隙間のない会期となる。
- ・常通議員：例えば令和 7 年 5 月 8 日に会期をスタートすると令和 8 年 5 月 7 日ま

でが会期ということか。

- ・議長：5月1日から4月30日という会期がわかりやすいが、暦によりかなわない場合もあり、このような提案となっている。
- ・西尾議員：改選期はどうなるのか。
- ・議長：資料1-1「改選期の場合」を参照いただきたい。期間に空きはできるが、10日以内に開会することとされている。
- ・早苗議員：他の自治体の条例を参考にしたものか。
- ・総務係長：白老町の条例等を参考とした。
- ・早苗議員：改正案第5条について、「翌年度の招集日前日」とあるが、会期中に町長が招集する場合はあるのか。
- ・総務係長：会期中に招集することはない。
- ・早苗議員：そうであればこの条文は理解し難い。翌年の招集日前日の前に会期は終わっているはず。定例会が終わっていないと議会は招集できない。どう町長が招集するのか。
- ・議長：休憩とする。
- ・議長：他に質疑はあるか？
- ・常通議員：具体的にはいつから適用するのか。
- ・総務係長：現行の会期が4月30日までとなっているため、その翌日からが施行日となる。
- ・議長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・議長：議会内で共有したとし、3月定例会議の初日に提案することに決定する。異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・議長：決定する。

3 その他

- ・議長：「その他」で各議員からないか？
- ・(なし)
- ・議長：事務局からないか？
- ・事務局：・(なし)
- ・議長：以上で会議を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----

記載のとおり報告する。

令和7年2月13日

芽室町議会議長 梶澤幸治